

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 56 年 2 月まで

申立期間の国民年金保険料は未納の通知が来て、一括して納付した記憶がある。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、国民年金加入後の申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 5 月に払い出されていることが推認でき、納付したとする保険料額は、申立期間のうち、当該払出時点で過年度納付が可能であった 55 年 4 月から 56 年 2 月までの過年度保険料額とおおむね一致していることから、申立人は当該期間の過年度保険料を納付したものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間については、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年6月まで  
父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も家族全員分を父親が納付していた。昭和45年に父親が亡くなってからは、私が家族の分を納付した。申立期間当時は、公民館で国民年金のほか、国民健康保険料や税金も集金しており、自治会長を含む2、3人の者が徴収事務を行っていた。申立期間の保険料は、自分で納付書に現金を添えて納付したことを覚えている。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を具体的に記憶していることから、申立人の国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、近くの公民館において申立期間の国民年金保険料を納付書に現金を添えて納付したと主張しているところ、A市は、当時、公民館等で保険料の収納業務を行い、預かった保険料を最寄りの収納代理機関等で納付し、領収書を渡していたと回答しており、申立期間当時、申立人が居住していた地区における保険料の収納業務の方法等が、同市の回答と合致するなど、申立人の申立内容に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて、住所に変更は無く、生活状況にも大きな変化は無かったとしている上、経済的に申立期間の国民年金保険料を納付するのに困難な事情は見当たらないことから、申立期間の保険料を納付した可能性は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月から同年12月まで  
勤務先の経営状況が悪化し、平成12年5月で社会保険等が無くなったので、同年6月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。当時の確定申告書があるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成12年分の所得税の確定申告書(控)の社会保険料控除欄には、国民年金保険料の支払額が記載されており、その金額は当時の国民年金保険料額とおおむね一致している。

また、当該確定申告書を作成した税理士は、「申立期間当時、申立人は国民年金保険料を納付しており、確定申告書は本人が提出した領収証を確認して金額を記載した。」と証言している。

さらに、申立人の子は申立期間当時、申立人が国民年金に加入していることを聞き、負担が大きいのであれば自分の扶養に入ったらどうかなどと話したことを記憶している上、国民年金の加入手続や保険料の納付状況についての申立人の記憶は具体的であり、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から同年 12 月までの期間、58 年 4 月から同年 6 月までの期間、58 年 8 月及び同年 9 月並びに 59 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月から同年 12 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 58 年 8 月及び同年 9 月  
④ 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

結婚後に、結婚前の国民年金保険料が未納であることが分かったので、分割して婦人会の集金人に納付した。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについては、それぞれ 8 か月、3 か月、2 か月及び 3 か月と比較的短期間であり、申立期間の前後は納付済みであるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 60 年 1 月 31 日に過年度納付していること、昭和 60 年度の保険料及び平成 2 年度以降の保険料については前納していることなどから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①の直後の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、60 年 1 月 31 日に納付されているが、オンライン記録では 60 年 6 月 21 日に当該記録が追加変更されているとともに、A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっているのに対し、同町の電算記録では未納とされていること、申立期間④の保険料については、同町の

国民年金被保険者名簿では、62年2月9日に納付され、時効期間納付のため未納扱いとなる旨記載されているが、同名簿及びオンライン記録には還付の記録は無いことなど、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあった可能性がうかがわれる。

なお、申立期間①のうち、昭和57年5月から同年9月までの国民年金保険料については時効により納付できないが、申立期間④について、時効により納付できない62年2月9日に当該期間の保険料が納付され、約1年後の63年2月1日に時効により納付できないことが確認されているものの、還付された記録も無いことを踏まえると、当時、行政側において時効の運用が必ずしも厳密に行われていなかったと考えることも不自然ではなく、当該期間の保険料についても納付されていた可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出及び20年5月10日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日を18年3月1日とし、資格喪失日を20年5月10日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：大正14年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和18年3月1日から20年5月10日まで

申立期間にA社B事業所で働いていたことは事実なので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真、旧軍の人事記録（履歴書原票）の写し、申立人の詳細な記憶及び申立人と出身地が同じで、同級生等である同僚2人の証言から判断すると、申立人は、申立期間にA社B事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時に入社し、勤務形態も同一であった同僚4人（前述の2人のうち1人は重複している。）は、A社B事業所における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

一方、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同名簿に整理番号は付されておらず、厚生年金保険被保険者記号番号は順不同に割り当てられており、申立期間当時における同名簿の管理状況が適切であったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社B事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当であり、申立人と同時に入社したとみられる同僚の記録及び申立人の証言から、事業主は、申立人が昭和18年3月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び20年5月10日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一の勤務形態であったとみられる同僚の記録から、40円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和60年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月22日から同年9月1日まで

私は、昭和52年4月にC社D支社に入社以来、関連会社への出向、転勤はあったものの、現在まで継続して勤務しているが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社本社事務所から提出された「経歴証明書」及び「人事台帳」から、申立人が昭和52年4月1日にC社D支社に入社し、現在まで継続して勤務し（C社の関連会社のA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

上記「経歴証明書」等をみると、A社からB社への異動日が昭和60年8月21日であることから、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日及びB社における同資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社に係る昭和60年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所におけるB社の資格取得日が、雇用保険及び健康保険組合の資格取得日と同日となっており、社会保険事務所、公共職



業安定所及び健康保険組合が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 60 年 9 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 1 日から同年 7 月 16 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額記録は、給与明細書に記載された金額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録において15万円と記録されている申立期間の標準報酬月額と32万5,000円である給与月額との相違について申し立てているが、申立人が提出した平成17年6月分の給与明細書により、申立期間の総支給額は32万5,000円であり、厚生年金保険料は38万円に基づく金額が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準報酬月額について、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れないため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

A事業所は、平成15年12月10日に私に支給した賞与を別人に支給したと誤記し社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出しているため、同賞与が私の年金に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成15年12月10日に支給された賞与に係る一時金明細書から、申立人は、40万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月12日は3万3,000円、同年12月26日は7万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月12日  
② 平成18年12月26日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかった。同社は、誤りに気付き、平成21年7月28日に社会保険事務所に届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人への2回の標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成21年8月4日に訂正されているオンライン記録では、平成18年8月12日は3万5,000円、同年12月26日は8万円とされている。

一方、事業主が保管する所得税源泉徴収簿及び給与台帳から、平成18年8月12日は3万3,000円、同年12月26日は7万4,000円の賞与額に基づく金額が控除されていることが確認できる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿及び給与台帳から、平成 18 年 8 月 12 日は 3 万 3,000 円、同年 12 月 26 日は 7 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月12日は3万3,000円、同年12月26日は7万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月12日  
② 平成18年12月26日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかった。同社は、誤りに気づき、平成21年7月28日に社会保険事務所に届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人への2回の標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成21年8月4日に訂正されているオンライン記録では、平成18年8月12日は3万5,000円、同年12月26日は8万円とされている。

一方、事業主が保管する所得税源泉徴収簿及び給与台帳から、平成18年8月12日は3万3,000円、同年12月26日は7万4,000円の賞与額に基づく金額が控除されていることが確認できる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿及び給与台帳から、平成 18 年 8 月 12 日は 3 万 3,000 円、同年 12 月 26 日は 7 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月12日は3万3,000円、同年12月26日は7万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月12日  
② 平成18年12月26日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかった。同社は、誤りに気づき、平成21年7月28日に社会保険事務所に届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人への2回の標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成21年8月4日に訂正されているオンライン記録では、平成18年8月12日は3万5,000円、同年12月26日は8万円とされている。

一方、事業主が保管する所得税源泉徴収簿及び給与台帳から、平成18年8月12日は3万3,000円、同年12月26日は7万4,000円の賞与額に基づく金額が控除されていることが確認できる。



特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿及び給与台帳から、平成 18 年 8 月 12 日は 3 万 3,000 円、同年 12 月 26 日は 7 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月12日は3万3,000円、同年12月26日は7万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月12日  
② 平成18年12月26日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかった。同社は、誤りに気付き、平成21年7月28日に社会保険事務所に届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人への2回の標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成21年8月4日に訂正されているオンライン記録では、平成18年8月12日は3万5,000円、同年12月26日は8万円とされている。

一方、事業主が保管する所得税源泉徴収簿及び給与台帳から、平成18年8月12日は3万3,000円、同年12月26日は7万4,000円の賞与額に基づく金額が控除されていることが確認できる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿及び給与台帳から、平成 18 年 8 月 12 日は 3 万 3,000 円、同年 12 月 26 日は 7 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月12日は3万3,000円、同年12月26日は7万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月12日  
② 平成18年12月26日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかった。同社は、誤りに気づき、平成21年7月28日に社会保険事務所に届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人への2回の標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成21年8月4日に訂正されているオンライン記録では、平成18年8月12日は3万5,000円、同年12月26日は8万円とされている。

一方、事業主が保管する所得税源泉徴収簿及び給与台帳から、平成18年8月12日は3万3,000円、同年12月26日は7万4,000円の賞与額に基づく金額が控除されていることが確認できる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿及び給与台帳から、平成 18 年 8 月 12 日は 3 万 3,000 円、同年 12 月 26 日は 7 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで  
A事業所に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。  
勤務したことは事実なのでこの期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A事業所に勤務していたことは、その時期は特定できないものの、同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から推認できる。

しかし、A事業所は既に廃業し、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる給与台帳等の関連資料は無い上、同事業所の元事業主及び経理を担当していたその妻は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明としており、さらに申立期間当時、同店に勤務していた複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、A事業所が申立期間に申立人の厚生年金保険被保険者の資格を取得したか否かについては、申立人よりも時期的に早くA事業所に勤務していたと申立人が記憶する同僚3人のうち2人は、申立人のA事業所への就職の時期（昭和39年2月）より厚生年金保険被保険者となった時期が遅く、このうち1人は、申立人がA事業所の退職後、次の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日の昭和40年4月1日に同資格を取得していることが確認でき、A事業所においては、必ずしも採用後直ちに従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所に係る資格取得日が昭和38年4月1日から40年7月1

日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月30日から5年10月1日まで  
私が勤務していたA社の経営する店舗が平成3年に台風の被害に遭ったが、私は引き続き、店舗の建て直しや再開後の店舗業務に従事していた。しかし、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは、同社の事務担当者及び複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、A社の保有する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書等により、申立人の厚生年金保険被保険者資格は平成3年11月30日に喪失し、5年10月1日に再取得していることが確認でき、同社の事務担当者は、「当社の経営する店が平成3年9月の大型台風により全壊し、修理に長期を要することになったため、申立人については、再開時に再雇用することを約束し、同年11月20日に解雇し、同年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失させた。また、4年6月に店を再開したものの、再開に伴う経費が大きかったため、5年10月1日までは申立人を厚生年金保険に加入させていなかったものである。」と証言している上、申立人以外の当時の同僚5人が、申立人と同様に3年11月30日に同社での厚生年金保険被保険者資格を喪失し、そのうち1人（再取得していない4人を除く。）は、申立人と同じ5年10月1日に再取得していることが確認できる。

また、申立人が所有する平成4年10月の給与明細書において、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる上、申立期間に申立人と一緒に勤務していた事務担当者及び複数の同僚からも、申立人の申立期間に



おける厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 15 日から平成 10 年 6 月 5 日まで  
私の A 社での標準報酬月額の記録は、私の給与と相違している。給与明細書が残っていない期間もあるが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う保険料額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立人が給与明細書を保管している平成 5 年 1 月から 9 年 6 月までの期間及び 9 年 8 月から 10 年 4 月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与（総支給額）が支払われていることは確認できるものの、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人が給与明細書を保管していない期間については、申立人と同じ職種に従事し、当該期間をほぼ網羅する期間の給与明細書の記録を保管する同僚のメモにより、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額は実際の給与の総支給額よりも少ないものの、厚生年金保険料はオンライン記録の標準報酬月額に基づき控除されていることが確認できることから、申立人に係る厚生年金保険料についても、オンライン記録の標準報酬月額から算出した額が給与から控除されていたと推認される。

さらに、A社は、平成10年6月5日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる事業所側の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。